

論文概要

障害者議員による政策関与活動の意義と課題

研究の目的と方法

障害者の制度・政策は、制度などにも整っていない時代から社会の厳しい境遇に果敢にチャレンジしてきた障害者らの願いと行動が変革を起こした結果、成立してきたものである。とくに2006年の国連における障害者権利条約採択（2008年に発効）の後、2007年に日本政府もこれに署名、それにともない障害当事者も加わって国内法の整備が検討されてきた。2013年に障害者差別解消法が成立し（2016年施行）、同年これを踏まえて権利条約は国会で批准された。この10年の障害者施策には障害者の権利確立の動きがみられ、障害者の主体性を社会的に認識させようとする運動は大きな波のうねりをもたらし、とりわけ地方議会で先行的に障害者差別を禁止する取り組みがなされてきたのである。政治が歴史的な転換期にあるときには、地方の変化の連鎖が国政の改革につながると言われる。地方分権が進められたなかで、自治体レベルでの制度・政策の場に決定権を持つ議員として障害者を送り出すことは、この国のあり様に影響を与えるチャンスである。

障害者議員を研究対象とした背景には筆者の障害者議員としての経験が基にある。先行研究を調べても、障害者がマイノリティを代表し得る人材として国政や地方政治に挑戦し、議員として活動する実態の記録や分析は見られない。しかし実は障害のある人の議員活動は活発に行われているはずである。そこで、点在する彼らの存在と活動を結び繋げながら、その意義と課題を顕在化させることを、本論の目的としている。そのうえで、障害者議員が今後、持続的に活動するための方策を提案する。

上の目的のために、まず筆者のこれまでのネットワークすなわち障害のある議員との絆とその広がりを用いることで、本研究の調査協力者を確保し、あるいは事前調査時の相談連携体制づくりをすすめた。そして障害者議員に焦点を絞りながら半構造型の聞き取り調査、および文献調査、そして非参与観察を行った。対象としたのは、8名の障害者議員（全国7都市にまたがる地方議員7名、国会議員1名）と、かれらと比較するために選んだ障害者運動実践者（議員になることを選ばずに政策関与してきた人たち）6名である。6名の内訳は、「青い芝の会」時代から運動を続けているCIL代表者、障害者地域生活実践の先駆者、DPI日本会議関係者、「そよ風のように街にでよう」と発信している活動家、視覚障害者の生きやすい社会づくりを実践している元行政マン、そして議員挑戦経験者である。調査期間は、2013年11月から2016年1月にかけてであり、聞き取り時間は一人60分から180分とさまざまであった。面接に加え、文書・メールによる回答を得た。体験談を語ってもらうことに第一の重点を置き、内容を録音し文字化した。議員に対する質問内容としては、(a)議員になるまでの思いと思想的バックボーンについて、(b)政治活動の中で思うこと、(c)議会活動の中で思うこと、の3つを主な柱としている。資料として個々の活動報告や

機関誌も参照している。

論文の構成

第1章 序論

- 1.1 研究の背景
- 1.2 問題の所在
- 1.3 研究の目的
- 1.4 研究の方法
- 1.5 論文の構成

第2章 障害者政策への障害者の参画の現状と課題：過去の論点の分析

- 2.1 障害者の参加・参画に関する先行研究による検討
- 2.2 障がい者制度改革推進会議の評価に関する検討
- 2.3 制度とニーズのギャップ：65歳問題と重度訪問介護の事例
- 2.4 小括

第3章 障害者議員の実像

- 3.1 はじめに
- 3.2 調査目的および対象と方法
- 3.3 障害者議員の語り
- 3.4 語りの分析
- 3.5 考察

第4章 障害者運動の実践者たち

- 4.1 調査の目的および対象と方法
- 4.2 運動体の語りと分析

第5章 障害者運動の対比からみた障害者議員

- 5.1 障害者議員と障害者運動の比較
- 5.2 障害者議員の立ち位置

第6章 障害問題をめぐる多様な政策関与

- 6.1 差別禁止条例制定過程
 - 6.1.1 千葉県、さいたま市、熊本県の事例
 - 6.1.2 分析と考察
- 6.2 多様なアクター間での障害者議員の役割
 - 6.2.1 菓子博覧会シンポジウムの事例
 - 6.2.2 分析と考察

第7章 望まれる障害者議員像

7.1 当事者性から広がる社会変革

7.2 トライアングル関係の橋渡し役

論文の概要

本論文は全7章で構成される。まず、第1章では、研究の背景、目的、方法と論文構成を示した。

続く第2章で、障害者制度・政策への障害者の参加・参画について文献調査を行った結果、ニーズを発信しているにもかかわらずそれを届ける手段を持ち得ていない障害者や、65歳問題や重度訪問介護のように制度とニーズのギャップによるしわ寄せで苦しめられる現場など、未だに解決されていない法整備の課題がみえた。さらに障がい者制度改革推進会議委員による「障がい者政策委員会に期待することの意見」を検討した。障害の無い一般市民をA、障害者運動をB、行政関係者をCとするトライアングルな交差点を想定し、A、B、C相互の関係の深さを、文献にみられる委員らの発言に基づいて分析した。これら三者間をつなぐ橋渡し役が無いために個々に単独な動きと情報発信を行っており、情報の共有化と共通認識が図られていないことが制度・政策づくりへの限界となっていることが見出された。

第3章は障害者議員への聞き取りである。調査結果からは、①障害者に関する運動・活動を行っていた背景を持っていること、②障害者運動や小さな組織活動に限界を感じるとともに周囲からの勧めをきっかけとして政策決定の場に入ることを決意している、などの共通点があられた。ここで①のような体験についてさらに考察するために設けたのが次章である。

第4章では、障害者議員ではなく、障害者運動を続けている実践者のうち了承を得られた6名に聞き取りを行った。彼らの語りは、障害者議員に対するとらえ方とともに、運動体の経緯、実態、成果や現在への影響と課題、そして自身の想いや歴史的背景など多岐に渡った。

第5章では、前二章で述べた障害者議員と障害者運動とを対比させて考察した。運動実践者と比べて障害者議員による政策関与の特徴として大きく2つの点が導かれた。一つめは、広く住民ニーズを把握しながら行政を質すために、障害者政策を扱う福祉分野に特化しているだけでは務まらないことである。国民・一般市民を巻き込み、巻き込まれながら、不特定多数の住民を対象とする視座を持つことが必要とされている。二つめは、市民目線で財源の費用対効果等をチェックしながらその内容を質していくために、省庁や担当部局を横断して、議員として提案した内容について議論や審議、予算付け、さらには次回の政策に生かされるようにフォローしていくのが議員である。こうした戦略的な改革心を持つことが求められている。

第6章では、(1)千葉県、さいたま市、熊本県における障害者差別禁止条例制定過程への障害者議員らの関与、(2)障害者差別問題をテーマに広島にて開催された菓子博覧会のシンポジウムの2つの事例から、障害者議員の立ち位置を検討した。その結果、条例制定過程においても、障害者問題に関しても、多様な住民の関わりが欠かせないことが明らかに

なった。またそれと同時に、特に条例制定過程においては、クロスディスアビリティ（自分の障害や自分が知り得る障害以外の障害者同士の理解）の構築が、条例づくりの議論以前の課題として浮かびあがった。

終章では、上で分析した障害者議員の特性を踏まえ、A（一般市民）、B（障害者運動）、C（行政）の橋渡し役として障害者議員が適していることを述べた。それは、故 DPI 議長の三澤が 2002 年の DPI 世界会議札幌大会にむけてクロスディスアビリティの連携に奔走した歴史から学ぶものである。つまり、これまでにつながり無かった「一般市民」とつながりを深めて第三者的視点を取り入れ、政治に関心のある「障害者」に実践を継承して後継人材の育成を行いながら、生きやすい環境づくりへの「行財政」事業をチェックする役割である。そのためには、障害者議員一人ひとりが当事者性の意識を持ち、持続的に自己革新することが必要とされる。